

京都市告示第580号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成27年2月23日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	西野山水0096号	山科区西野山百々町100番地の4地先 同町115番地の15地先	
2	檜原水0078号	西京区檜原杉原町30番地の1地先 同区檜原中垣外17番地地先	
3	檜原水0080号	西京区檜原中垣外8番地の1地先 同町3番地の2地先	
4	嵐山水0132号	西京区嵐山上海道町30番地地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)